広島県告示第八百十九号

もって別図第二に示す町の区域に変更する旨、広島市長から届出があった。 十二年十二月一日から、広島市の別図第一に示す区域内の町の区域を廃止し、その区域を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定によって、平成二

平成二十二年十月十四日

広島県知事 湯 﨑 英 彦



